

議長(門脇 助雄君) 続いて3番、川瀬孝代さん。

3番(川瀬 孝代君) おはようございます。

川瀬孝代でございます。

政治とはおよそ無縁でした私が、初めて議場で発言をさせていただきます。ご支援してくださる皆様に感謝をし、庶民の代表として、町民の皆様の声を、とりわけ女性の願いを町政に届け、町民の皆様から、東員町に住んでよかったと思っただけのよう、一生懸命頑張っただけですので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

私は子ども条例の制定について、質問します。

国連においては、18歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、子どもの権利条約を1989年11月20日の国連総会において全会一致で採択されました。この条約は、1924年に国連総会が採択した、子どもの権利に関するジュネーブ宣言、1959年に国連が採択された子どもの権利宣言を受けて成立し、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利という4つの包括的な権利を子どもに保障しております。

子どもの権利条約が誕生したきっかけは、1939年の第2次世界大戦のポーランドまでさかのぼります。当時、ナチスはポーランドの民族絶滅計画遂行のため、多くの子どもたちが標的にされ、罪のない子どもたち200万人の命が失われました。二度と罪のない子どもたちが犠牲にならないようにという、ポーランドの国連への強い働きかけが、子どもの権利条約のきっかけとなり、世界のすべての子どもたちが幸せにはぐくまれるように願いを込めて、こどもの権利条約が生まれました。

子どもの権利条約は、すべての子どもたちが保護される40の権利を含む、全54条から構成されております。子どもたちが1人の人間として成長し、自立する上で必要な基本的な権利であります。我が国は、子どもの権利条約制定から4年後の1994年4月、世界で158番目の批准国となりました。批准国の義務として、条約の実行と進捗状況の報告を行った日本政府に対して、国連子どもの権利委員会は審査を行った上で、暴力に苦しむ子どもの救済制度の立ちおくれの指導や、救済のためのオンブズパーソン制度の創設などをうたった、22項目の勧告、提言などをまとめ、1998年6月と2004年1月の2回にわたって、厳しい注文を出しております。その勧告・提言内容がどのように実現していくかというのは、国が負う責務ではありますが、各自治体においての問題でもあると考えます。

今、全国各地で、いじめによる子どもの自殺の連鎖が続いております。我が町においても、先日、あるお母さんから私の方に、いじめについて、現実に声が寄せられました。子どもはかけがえのない宝です。子どもたちが社会の犠牲になることなく、子どもたちの可能性を無限に広げ、一人残らず幸福な人生を歩み通してほしいと願うばかりです。子どもたちの豊かな成長の芽を、いじめなどによって、子ども同士で摘み取ってしまうような悲劇だけは断じてなくしていかなければなりません。各自治体を通じて、さまざまな対策が打ち出されてきましたが、制度的ないじめ防止の環境づくりが必要ではないかと考えます。

また、児童虐待件数も市町村が窓口になってから増加の一途にあり、深刻な問題となっております。教育再生会議は、先般、いじめ問題の提言で、学校、地域、家庭の社会総ぐるみの運動展開を提言しました。また、59年ぶりに改正された教育基本法の中でも、第13条で、学校、家庭及び地域住民等の相互連携協力がうたわれております。政府も昨年からは国民運動として、11月23日「いいファミリーの日」を家庭の日として、地域や家庭のきずなの再生に取り組むことを決定したところであります。

いじめや虐待により、子どもが自殺や死亡を余儀なくされる事件や事故の発生は、学校、家庭、地域の危機であり、今まさに3者の連携による相互の教育力、福祉力の再生と向上が求められています。

こうした状況の中、近年、全国の先進自治体においては、次世代育成戦略プランばかりではなく、子どもに関して、より効果的で実効性のある施策を推進するため、子どもの権利・健全な育成等について、それぞれのまちの実情に応じた基本理念の枠組みを定め、町民の声を聞きながら、それに基づいた施策を推進し、展開しなければいけないと考えます。

内容としては、権利と補償を中心とした条例や子育ての支援としての条例など、さまざまであります。三重県内においては、県が平成16年3月、子どもを虐待から守る条例を制定しています。また、名張市が平成18年3月、子ども条例を制定しました。昨年2月に公明党三重県本部は、三重県知事に対して、三重県子どもの権利条例の制定の要望書を提出いたしました。子どもの権利をしっかりと条文化した、子ども条例を制定すべきであると考えます。子ども条例の制定について、町長のお考えをお伺いします。

議長(門脇 助雄君) 佐藤均町長。

町長(佐藤 均君) 川瀬議員の子ども条例(仮称)の制定についてのご質問にお答えをいたします。

我が国が、平成6年に「子どもの権利条約」を批准して、はや14年が経過をいたしました。この間、子どもの人権を保障していくためのさまざまな取り組みが進められてきましたが、近年、児童虐待やいじめ、子どもに対する凶悪犯罪の増加など、子どもを取り巻く環境は厳しくなり、子どもの人権が十分に保障されているとは言いにくい状況にあると言わざるを得ません。このことは、本町におきましても例外ではないと考えているところでございます。

こうした状況の中、全国の自治体では、子どもの権利に関する条例の制定が進んでおり、今回、本町にも条例を制定すべきとのご提言でございますけれども、このことにつきましては、今のところは制定する考えはございません。

しかしながら、子どもの人権を取り巻く厳しい現実に対して、条例のあるなしにかかわらず、さまざまな角度から、その打開に向けた取り組みを進めていく必要はございます。

言うまでもなく、子どもは社会の希望であり、大人とともに社会を構成する大切な一員であります。すべての子どもの人権が尊重され、最善の利益が考慮されなければなりません。そして、子どもにとって大切な、生きる権利、保護される権利、意見表明する権利などが保障される社会を構築していくことは、私たちに課せられた責務であると思えます。

そういった意味で、本町が平成17年3月に策定いたしました「次世代育成支援地域行動計画」を中心といたしまして、各部門における継続的な取り組みを今後も推進するとともに、子どもの権利に関する条例につきましても研究を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いを申し上げます。

議長(門脇 助雄君) 川瀬孝代さん。

3番(川瀬 孝代君) ご答弁をいただきまして、ありがとうございました。

身近なところで子どもたちを現実に苦しめていることであり、子どもたちの命にかかわる問題でもあります。安心して生きる環境を整え、いじめや暴力は絶対に許さないとの気風を、まち全体で確立していくことが大事ではないかと思えます。そのためにも、子ども条例の制定をさらに要望して、私の質問を終わります。